

消防本部予防課  
担当：危険物チーム  
(0562-56-0147)

## ガソリンの詰め替え販売について注意喚起を行いました

7月18日、京都市においてガソリンスタンドで購入したガソリンを使用して放火したとされる火災が発生したことから、知多市消防本部は市内全営業用ガソリンスタンドに緊急の立入検査を実施し、ガソリンを詰め替え販売する際の注意点などについて指導しました。

また、ガソリンを容器で購入される方へは、ホームページやフェイスブックを通じて注意喚起しました。

### 1 立入検査実施日

7月31日(水)

### 2 立入検査実施施設

市内営業用ガソリンスタンド 12 施設

(セルフサービス 7 施設、フルサービス 5 施設)



▲ 立入検査の様子

### 3 ガソリンスタンドへの指導事項

- (1) 詰め替え販売する容器が消防法令に適合した容器か確認すること。
- (2) 購入者の身分証の確認及び使用目的の問いかけをすること。
- (3) 販売記録を作成すること。
- (4) 不審な者を見つけた場合は、警察(110番)への通報すること。

### 4 ガソリンを容器で購入される方への注意喚起

- (1) 灯油用ポリタンクへのガソリンの詰め替えはできません。
- (2) セルフスタンドで購入者自らが容器へ詰め替えすることはできません。
- (3) 容器が消防法令に適合したものであるかを確認してください。